

○経済産業省令第五十四号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第五十三条第四項及び輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第十条各号の規定に基づき、並びに同法第六十八条第二項の規定を実施するため、輸出貿易管理規則及び外国為替及び外国貿易法第六十八条第二項に規定する証券の様式を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年七月十四日

経済産業大臣 世耕 弘成

輸出貿易管理規則及び外国為替及び外国貿易法第六十八条第二項に規定する証券の様式を定める省令の一部を改正する省令

（輸出貿易管理規則の一部改正）

第一条 輸出貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(法第五十三條第四項に規定する經濟産業省令で定める者)</p> <p>第四條の二 法第五十三條第四項に規定する經濟産業省令で定める者は、同條第一項又は第二項の規定により禁止された業務の遂行に主導的な役割を果たしている者とする。</p> <p>(業務を統括する者に準ずる者)</p> <p>第四條の三 令第十條第一号又は第二号に規定する經濟産業省令で定める者は、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、これらの号に規定する業務を統括する者の職務を日常的に代行する地位にある者その他の実質的に当該職務を代行する者とする。</p>	<p>[新設]</p> <p>[新設]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(外国為替及び外国貿易法第六十八条第二項に規定する証券の様式を定める省令の一部改正)

第二条 外国為替及び外国貿易法第六十八条第二項に規定する証券の様式を定める省令(昭和四十四年通商産業省令第二十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十八条第二項に規定する立入検査又は質問を行う職員的身分を示す証券の様式を次のように定める。

表
[略]
裏

外国為替及び外国貿易法（抄）

（立入検査）

第68条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、当該職員をして、この法律の適用を受ける取引、行為若しくは支払等を行った者又はその関係者の営業所、事務所、工場その他の施設に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証券を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（罰則）

第71条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

略

十一 第六十八条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十二 第六十八条第一項の規定による質問に対して答弁をせ

改正前

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十八条第二項に規定する立入検査又は質問を行う職員的身分を示す証券の様式を次のように定める。

表
[略]
裏

外国為替及び外国貿易法（抄）

（立入検査）

第68条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、当該職員をして、外国為替業務を行う者その他この法律の適用を受ける取引又は行為を業として行う者の営業所、事務所、工場その他の施設に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証券を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（罰則）

第71条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

略

十一 第六十八条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十二 第六十八条第一項の規定による質問に対して答弁をせ

ず、又は虚偽の答弁をした者

ず、又は虚偽の答弁をした者

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年十月一日）から施行する。